

労務ニュース 2025 年 10 月号

今月の労務ニュースをお送りしますので、有効にご活用頂ければ幸いです。

今夏も記録的な猛暑が続きましたが、漸く秋の気配を感じられる頃となりました。

皆様におかれましては、日々厳しい経営環境の中でご奮闘をされている事と拝察申し上げます。

7 月～9 月は休刊とさせていただきますが、また今月より隔月にてよろしくお願いいたします。

1. 2025 年度(令和 7 年度) 地域別最低賃金(時給)改定

都道府県ごとに設定される地域別最低賃金は、毎年 10 月を目安に改定をされています。

令和 7 年度の地域別最低賃金額は、全国平均で 66 円の引上げ、全国加重平均で 1,121 円となりました。これにより、初めてすべての都道府県で時給 1,000 円を超えることになりました。

地域別にみると、最も高い東京都が 1,226 円、最も低い県が 1,023 円となります。

皆様におかれましては、最低賃金割れなどが発生をしないように、給与改定等にご注意願います。

最低賃金は発行年月日以降の労働時間に対して適用をされます。

今回は都道府県により発行日が大きく異なりますので、特にご注意願います。

一部を抜粋しておきます。()内は令和 6 年改定額

都道府県名 最低賃金時間額【円】 発効年月日

宮 城	1038(973)	令和 7 年 10 月 4 日
山 形	1032(955)	令和 7 年 12 月 23 日
福 島	1033(955)	令和 8 年 1 月 1 日
茨 城	1074(1005)	令和 7 年 10 月 12 日
栃 木	1068(1004)	令和 7 年 10 月 1 日
群 馬	1063(985)	令和 8 年 3 月 1 日
埼 玉	1141(1078)	令和 7 年 11 月 1 日
千 葉	1140(1076)	令和 7 年 10 月 3 日
東 京	1226(1163)	令和 7 年 10 月 3 日
神奈川	1225(1162)	令和 7 年 10 月 4 日
大 阪	1177(1114)	令和 7 年 10 月 16 日
福 岡	1057(992)	令和 7 年 11 月 16 日

2. 改正育児・介護休業法

改正内容は、すでに本年 4 月 1 日より段階的に施行されていますが、本年 10 月 1 日の施行では柔軟な働き方を実現するための措置がスタートしました。今回はその措置等について説明をします。

2-1. 3 歳以上小学校就学前の子を養育する労働者に対して、企業は以下の制度から 2 つ以上を選択して講じる必要があります。従業員は、企業が講じた措置の中から 1 つを選択して利用することができます。なお、すでに社内導入している制度がある場合には、その措置を「柔軟な働き方を実現するための措置」として選択することが可能です。

- ・ 始業時刻などの変更（フレックスタイム制や時差出勤）
- ・ テレワーク等（月10日以上、原則時間単位で利用可能）
- ・ 保育施設の設置運営等（ベビーシッターの手配や費用補助を含む）
- ・ 養育両立支援休暇の付与（年10日以上、原則時間単位で取得可能）
- ・ 短時間勤務制度（原則として1日6時間の勤務）

2-2. 上記措置に対する個別の周知・意向確認

制度の利用対象になる前に個別に周知が必要となりました。

周知・意向聴取の方法は、面談・書面交付・FAX・電子メールなどのいずれかから選択をする。意向聴取と配慮は義務化されました。3歳になるまでの適切な時期（子どもが1歳11ヶ月～2歳11ヶ月になる翌日まで）に聴取を実施する必要があります。制度の利用対象となる前に個別で声掛けをするなどの対応をしたうえで、従業員の意向や希望する働き方について確認し、配慮することが必要となりました。利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められないので、ご注意ください。

さらに妊娠・出産の申し出があった従業員に対しても、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が義務付けされました。

両立支援に関する社内制度の説明や、従業員側の意向確認を丁寧に行うことが求められます。

2-3. 個別の意向聴取

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき、子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間の適切な時期に、従業員の意向を個別に聴取しなければなりません。

[聴取内容]

- ・ 勤務時間帯（始業および終業の時刻）
- ・ 勤務地（就業の場所）
- ・ 両立支援制度等の利用期間
- ・ 仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）

2-4. 意向についての配慮

勤務時間帯や勤務地、両立支援制度等の利用期間や労働条件の見直し、業務量の調整など、子に障害がある場合や、ひとり親家庭の場合には子の看護休暇等の付与日数を増加するなどの望ましい対応を、自社の状況に応じて配慮をしなければなりません。

3. 2025年(令和7年度)の年末調整はどう変わるか？

2025年の年末調整は、令和7年度税制改正の影響を受け、各種控除の内容や申告書に大きな変更が加えられます。

特に今回は、いわゆる「年収の壁」への対策として、所得税の控除制度が見直されました。

これにより、課税対象額だけでなく、各種控除の対象判定にも影響が及び、手続き事務や確認でミスが起こらないように注意する必要があります。

令和7年度税制改正における所得税関係の主たる変更点は次の3点です。

今回の労務ニュースでは詳細な説明は割愛します。出来れば次回号にて詳しく説明が出来ればと思います。

- ・ 基礎控除・給与所得控除の引き上げ

基礎控除は48万円から最大95万円まで段階的に引き上げ

給与所得控除は給与の収入額が190万円以下であれば、一律65万円に引き上げ

- ・ 扶養控除・配偶者控除などの所得要件が緩和

これにより従来は対象外だった家族や勤労学生が控除対象になる可能性があります

* なお、この改正は2025年12月1日以降に支払う給与から適用

- ・ 特定親族特別控除の新設

基礎控除の引き上げに伴い、大学生の年代の子ども（19歳以上23歳未満）がいる世帯の税負担を軽減するため、「特定親族特別控除」が創設されました。これは、従来、いわゆる「103万円の壁」を意識して就業調整をしていた学生アルバイトに対する措置で、特定親族にあたる扶養親族の合計所得金額に応じて段階的に特別控除が受けられるというものです

今月は以上となります。